

広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第九十八号

#### 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則の一部を改正する等の規則

(広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則の一部改正)

第一条 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則(平成十九年広島県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「分析、鑑定等」を「分析等」に改める。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、第十五条から第十九条までを一条ずつ繰り上げる。

別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。



様式第2号 (第3条関係)

設備利用許可書

第 平成 年 月 日 号

様

広島県立総合技術研究所長

印

平成 年 月 日付けで申請の設備の利用については、次のとおり許可します。

利用設備名 職員による機器操作	利用年月日		利用時間又は 利用日数		単位	単価	使用料	手数料	摘要
	年	月	日から	時まで		円	円	円	
<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年	月	日から	時まで			/	/	
<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年	月	日から	時まで			/	/	
<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年	月	日から	時まで			/	/	
<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年	月	日から	時まで			/	/	
<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年	月	日から	時まで			/	/	
<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	年	月	日から	時まで			/	/	
加工品の名称					小	計			
加工品の数量						合計金額			円
利用責任者氏名									
利用目的及び理由									

注 1 設備利用期間中は、この許可書を見えやすい場所に掲示すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



別記様式第七号中「(第15条)」を「(第14条)」に改める。

(広島県立総合技術研究所技術現地指導規則等の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 広島県立総合技術研究所技術現地指導規則(昭和三十二年広島県規則第五十号)
- 二 広島県立総合技術研究所における基礎的技術の研修に関する規則(昭和五十八年広島県規則第二十八号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。  
(広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則に規定する様式で行われている申請又は依頼は、同条の規定による改正後の広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則に規定する様式で行われている申請又は依頼とみなす。  
(広島県立総合技術研究所技術現地指導規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にセンターの現地指導を受けている者に係る費用については、なお従前の例による。